

## 研究等環境の整備に関する方針

藤田医科大学（以下、「本学」という。）は、建学の理念のもと、研究等環境の整備に関する方針を次のとおり定め、その整備の適切性について定期的に点検・評価し、改善・向上に努める。

### 1. 施設・設備

- 1) 教職員の研究活動を推進するために、必要かつ十分な校地、校舎、施設および研究装置・研究設備を整備し、維持管理ならびに安全性、利便性および衛生面を考慮し、効果的な研究環境を提供する。
- 2) 教職員のニーズを踏まえた質の高い研究が推進されるよう、中長期的な計画に基づき、研究環境の改善に努める。

### 2. 図書館・学術情報サービス

- 1) 教職員の研究活動に配慮した快適な利用環境の整備を行う。
- 2) 最新の学術情報を効率よく提供するために、電子ジャーナル・電子ブック等の電子情報の収集を促進する。
- 3) 世界中の学術情報資源を最大限に活用できるよう、データベースや各種情報サービスの拡充を図るとともに、図書館間相互貸借サービスを利用する。こうしたサービスを利用者が十分に利用できるようにするために、専門スタッフによる学術情報サービスの提供や利用指導などの支援体制を構築する。

### 3. 情報環境整備

- 1) 研究活動を支援するため、安全性、利便性、信頼性に配慮した情報システムの管理・運用を行う。
- 2) ネットワーク等環境基盤機器、ICT機器および情報セキュリティを担保する機器、備品などを整備する。
- 3) 諸規程に基づき、情報環境を利用する教職員への情報倫理の周知に取り組む。

### 4. 研究環境整備

- 1) 特色ある研究活動を積極的かつ効果的に推進するために、研究支援推進本部を中心とした研究支援体制を構築する。
- 2) 研究活動の質向上および活性化を図るため、研究環境の維持・整備、公的研究資金獲得支援、研究推進支援人材（リサーチ・アドミニストレーター（URA）等）の確保、その他必要な研究支援体制の充実に努める。
- 3) 公正な研究活動を推進するため、研究費の適正な執行および管理を行う。

## 5. 研究倫理遵守体制の整備

- 1) 適正な研究が行われるように研究倫理遵守に関する制度を構築し、「藤田医科大学研究者等の行動規範」および関係法令・ガイドラインを踏まえた関連規程を整備し、教職員に周知する。
- 2) 公的研究費の適正な運営・管理を実現するため、研究費等の取扱いに関する本学の基本方針に基づき、「公的研究費の不正防止計画」を策定し、研究倫理の遵守を徹底する。
- 3) 研究費の不正使用の防止および研究活動における不正行為の防止の取組みとして、「藤田医科大学における公正な研究の推進に関する規程」、「藤田医科大学での研究活動における不正行為に係る調査等に関する規程」、「藤田医科大学における研究費の不正使用に係る調査等に関する規程」を遵守し、これら規程に基づく研修を定期的に行う。